

## ○足利市 I Tビジネス支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、I C Tや情報通信系の企業誘致・企業定着・関連事業実施推進を行うことで、本市に成長産業を取込み、本市の産業振興及び移住定住の促進、市民の雇用機会の拡大を図るため、支援対象とする者が実施する事業等の一部に対し、I Tビジネス支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、足利市補助金等交付規則（平成19年度足利市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) I T資産 コンピューターに係るソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク機器、サーバー機器、クラウドサービスを指す。
- (2) 情報資産 I C Tや情報通信に関するノウハウ、情報技術、技術サービスを指す。
- (3) I Tビジネス 次のア～ケのいずれかに該当すること。
  - ア システムソフトウェア及びアプリケーションソフトウェアの作成
  - イ ソフトウェアのテスト・デバッグ
  - ウ 情報処理システムやコンピュータネットワークの構築・管理
  - エ W e bデザイン
  - オ ポスター・広告などのグラフィックデザイン
  - カ 工業製品・生活用品・建物空間・服飾などのデザイン
  - キ コンピュータグラフィックス（C G）の作成
  - ク ウェブサイト・コンピュータゲームの企画・作成
  - ケ その他市長が認める I Tビジネス関連事業
- (4) 従業員 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項の被保険者であり、期間の定めのない労働契約を締結している者

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に事業所を有する又は新たに市内に事業所を設置する法人であること。
- (2) 法人設立から5年以上が経過していること。
- (3) 主たる事業が、情報通信技術に係る自社の I T資産や情報資産を活用した事業であること。
- (4) 市内の事業所で実施する事業が、I Tビジネスに関連するものであること。
- (5) 新たに事業所を設置する場合は、事業所として3年以上運用すること。
- (6) 新たに事業所を設置する場合は、都市計画法や建築基準法等のその他の関係法令に違反しないこと。
- (7) 市税を滞納していないこと。

2 補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。

- (1) 足利市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員等（法人である場合は理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条に規定する密接関係者である者
- (2) 市税に滞納がある者
- (3) 第1号、第2号に掲げるもののほか、第1条の趣旨に照らし、その事業の内容が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある者であり、その他補助金を交付することが適当でないと市長が認める者

（補助事業等の範囲、基準、補助対象経費等）

第4条 補助事業等の範囲、基準、補助対象経費等は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、他の補助制度等による支援をすでに受けているもの及び今後支援を受ける予定のあるものについては、補助の対象としない。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、別表2に定める期限までに補助金交付申請書（別記様式第1号）に同表に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助金交付申請書の提出は、施設整備事業の場合は1申請者につき1回限り、人材育成事業の場合は1事業につき1回限り、従業員等雇用・移住は適宜行うこととする。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その適否を審査し、及び必要な調査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定するときは、補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により、決定しないときは、補助金不交付決定通知書（別記様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業等の内容変更）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助事業等の計画を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ補助金変更（中止）交付申請書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 変更後の収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を審査し、及び必要な調査を行い、適当と認めるときは、補助事業等の内容の変更又は中止を承認するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助事業等の内容の変更又は中止を承認するときは、補助金変更（取消）交付決定通知書（別記様式第8号）により、承認しないときは、補助金変更（取消）不承認

通知書（別記様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

（事業完了報告）

第8条 交付決定者は、補助事業等が完了したときは、別表3に定める期限までに事業完了届（別記様式第10号）に同表に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による届け出があったときは、その適否を審査し、及び必要な調査を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額の確定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定するときは、補助金交付額確定通知書（別記様式第14号）により通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が交付決定額と同額の場合は、当該通知を省略できる。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に交付するものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

（調査等）

第11条 市長は、必要があると認めた場合は、補助金の交付を受けたものについて調査し、又は報告を求めることができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の交付があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（細目）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

補助事業等の名称	補助事業等の範囲、基準	補助対象経費及び 交付条件	補助率、補助限度額等	
			補助率	補助限度額等
1 施設整備事業	新設型 ・市内にある事業所以外の場所に事業所を整備 ・市内に新たに事業所を整備	通信環境整備費  インターネット通信回線の敷設工事費等(事業所開設時に必要な初期費用)	100 分の 50 以内 (1,000 円未満 の端数 がある 場合は、 これを 切り捨 てる。)	100 万円
	移転型 市内にある事業所を閉鎖して、市内の別の場所に新たに事業所を整備			
	増設型 現在の事業所内のいずれかの場所(事業所敷地内での建屋新設・既存建屋の未利用部屋)を整備			
2 人材育成事業	期間型 市民を対象とした IT ビジネス体験施設を開設 対象期間: 毎年 4 月 1 日から翌年 2 月末日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設使用料(賃料含む)</li> <li>・機器賃借料</li> <li>・外部委託料</li> <li>・デジタルコンテンツ等使用料</li> <li>・参加者に係る保険加入料</li> <li>・事業周知用印刷物作成費</li> </ul> ※期間型は、すでに事業を実施している施設も対象とする。 ※受益者が、施設利用やイベント等への参加料等を支払う形式のものは、受益者負担分を補助対象経費から除く。	100 分の 50 以内 (1,000 円未満 の端数 がある 場合は、 これを 切り捨 てる。)	50 万円
	単発型 市民向けのプログラミング教室や人材育成に係るイベント等の開催 対象期間: 毎年 4 月 1 日から翌年 2 月末日			
3 従業員等雇用・移住	IT ビジネスの実施に伴い、6 ヶ月以上本市に定住する市民を雇用したとき、又は毎年 4 月	・対象の従業員等は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに雇用・移住	/	役員及び従業員 1 人に付き 10 万円

	1 日以降に市民となった役員及び従業員が 6 ヶ月以上足利市に定住したとき。	した者とする。 ・事業完了届の届け出時に、毎年 4 月 1 日以降に市民となった役員及び従業員が 6 ヶ月以上定住していないときは、事業者が市に従業員の定住を誓約する。		
--	--	---	--	--

別表 2 (第 5 条関係)

補助事業等の名称	提出期限	提出書類
1 設備整備事業	補助対象経費に係る事業所の整備に係る行為に着手しようとする日の前日まで	(1) 事業計画書 (別記様式第 2 号) (2) 収支予算書 (別記様式第 3 号) (3) 整備前の事業所の写真・平面図 (4) 整備後の平面図 (5) 事業に要する経費の概要が分かる見積書及び明細書の写し (6) 誓約書 (別記様式第 4 号) (7) 登記事項証明書の写し (8) その他市長が必要と認める書類
2 人材育成事業	期間型の場合…毎年 4 月 1 日から翌年 2 月末日のいずれか ※すでに事業を開始している施設も含む 単発型の場合…イベント等の開催日前日まで	(1) 事業計画書 (別記様式第 2 号) (2) 収支予算書 (別記様式第 3 号) (3) 事業に要する経費の概要が分かる見積書及び明細書の写し、使用施設に係る賃貸契約書の写し。 ※外部委託により事業を実施する場合は、委託契約書等の写しも併せて提出。 (4) 誓約書 (別記様式第 4 号) (5) 登記事項証明書の写し (6) その他市長が必要と認める書類
3 従業員等雇用・移住	対象となる従業員等の雇用・移住に係る行為を行う日まで	(1) 事業計画書 (別記様式第 2 号) (2) 市内に事業所があることを証明する書類 (3) 誓約書 (別記様式第 4 号) (4) 登記事項証明書の写し (5) その他市長が必要と認める書類

別表 3 (第 8 条関係)

補助事業等の名称	提出期限	提出書類
1 設備整備事業	補助対象経費の全ての支払いが完了した日から 30 日以内又は補助金交付決定通知書の交付があった日の属する年度の末日	(1) 事業報告書 (別記様式第 1 1 号) (2) 収支決算書 (別記様式第 1 2 号) (3) 整備後の事業所の写真 (4) 事業に要した経費が分かる領収書等の写し (5) 事業所に係る売買契約書又は賃貸契約書の写し (6) その他市長が必要と認める書類
2 人材育成事業	補助対象経費の全ての支払いが完了した日から 30 日以内又は補助金交付決定通知書の交付があった日の属する年度の末日のいずれか早い日	(1) 事業報告書 (別記様式第 1 1 号) (2) 収支決算書 (別記様式第 1 2 号) (3) 事業に要した経費が分かる領収書等の写し (4) 使用施設に係る賃貸契約書の写し (5) 事業に関する資料 (6) その他市長が必要と認める書類
3 従業員等雇用・移住	補助金交付決定通知書の交付があった日の属する年度の末日	(1) 事業報告書 (別記様式第 1 1 号) (2) 対象となる者の住民票の写し (3) 対象となる者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し (4) 従業員等定住誓約書 (別記様式第 1 3 号) (5) その他市長が必要と認める書類

足利市長 宛て

住所

（申請者）名称

代表者職氏名

補助金交付申請書

足利市ITビジネス支援事業補助金の交付を受けたいので、足利市ITビジネス支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、この申請に係る審査のため、市が市税の納入状況等について確認することを承諾いたします。

記

補助事業等の名称	交付申請額
1 設備整備事業	円
2 人材育成事業	円
3 従業員等雇用・移住	円
合計	円

※添付書類

別添のとおり

事業計画書

事業実施者	
補助事業等の名称	<input type="checkbox"/> 施設整備事業 <input type="checkbox"/> 人材育成事業 <input type="checkbox"/> 従業員等雇用・移住
自社の事業概要	
事業目的	
事業内容	
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
新たに雇用する従業員	名

担当者	
担当者電話連絡先	
担当者メールアドレス	



収支予算書

事業実施者	
補助事業等の名称	<input type="checkbox"/> 施設整備事業 <input type="checkbox"/> 人材育成事業 <input type="checkbox"/> 従業員等雇用・移住

1 収入の部

項目	金額（円）	内訳
市補助金		
合計		

2 支出の部

項目	金額（円）	内訳
合計		

足利市長 宛て

住所

（申請者）名称

代表者職氏名

誓約書

私は、足利市ITビジネス支援事業補助金の補助金交付申請書の申請に当たり、下記のことを誓約します。

記

- 1 足利市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員等（法人である場合は理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条に規定する密接関係者である者に該当しません。
- 2 政治団体、宗教上の組織若しくは団体に所属していません。
- 3 要件審査のため、市税の納付状況について調査することに同意します。
- 4 市長等から追加資料の提出を求められた場合は、その求めに応じます。
- 5 市長等から補助金に係る調査や報告を求められた場合は、その求めに応じます。
- 6 申請内容に虚偽があった場合は、当該補助金を直ちに返還します。
- 7 本事業に対して、国・県、その他市の制度による補助は受けません。
- 8 新たな事業所を整備する場合は、事業計画書に記載した事業所を3年以上運用します。

足利市指令 第 号  
年 月 日

様

足利市長



補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました足利市 I T ビジネス支援事業に対する市費補助について、下記のとおり決定したので、足利市 I T ビジネス支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

補助事業等の名称	交付決定額
1 設備整備事業	円
2 人材育成事業	円
3 従業員等雇用・移住	円
合計	円

交付条件

- ・補助金は申請事項以外に支出しないこと。
- ・補助事業等完了後、足利市 I T ビジネス支援事業補助金交付要綱別表3で定める提出期限までに事業完了届を提出すること。
- ・足利市 I T ビジネス支援事業補助金交付要綱に違反しないこと。

別記様式第6号（第6条関係）

足利市指令 第 号  
年 月 日

様

足利市長



補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました足利市 I T ビジネス支援事業に対する市費補助について、次の理由により交付しないことに決定したので、足利市 I T ビジネス支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

理由

年 月 日

足利市長 宛て

住所

（申請者）名称

代表者職氏名

補助金変更（中止）交付申請書

年 月 日付け足利市指令 第 号で交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり変更（中止）したいので、足利市ITビジネス支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 変更後の補助事業の内容

※変更後の事業計画書等添付

2 変更後の交付申請額

補助事業等の名称	[変更後]交付申請額
1 設備整備事業	円
2 人材育成事業	円
3 従業員等雇用・移住	円
合計	円

3 変更の理由

※添付書類

別添のとおり

足利市指令 第 号  
年 月 日

様

足利市長



補助金変更（取消）交付決定通知書

年 月 日付け足利市指令 第 号で交付決定した補助金について、下記のとおり変更（取消）したので、足利市 I T ビジネス支援事業補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により通知します。

記

補助事業等の名称	[変更前]交付決定額	[変更後]交付決定額
1 設備整備事業	円	円
2 人材育成事業	円	円
3 従業員等雇用・移住	円	円
合計	円	円

交付条件

- ・補助金は申請事項以外に支出しないこと。
- ・補助事業等完了後、足利市 I T ビジネス支援事業補助金交付要綱別表 3 で定める提出期限までに事業完了届を提出すること。
- ・足利市 I T ビジネス支援事業補助金交付要綱に違反しないこと。

別記様式第9号（第7条関係）

足利市指令 第 号  
年 月 日

様

足利市長



補助金変更（取消）不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました足利市 I T ビジネス支援事業に対する補助金  
変更（中止）交付申請について、次の理由により承認しないことに決定したので、足利市 I T ビジ  
ネス支援事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

理由

別記様式第10号（第8条関係）

年 月 日

足利市長 宛て

住所

（申請者）名称

代表者職氏名

事業完了届

年 月 日付け足利市指令 第 号で交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり完了したので、足利市ITビジネス支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 事業報告書（別記様式第11号）
- 2 収支決算書（別記様式第12号）
- 3 その他参考資料

※添付書類

別添のとおり



事業報告書

事業実施者	
補助事業等の名称	<input type="checkbox"/> 施設整備事業 <input type="checkbox"/> 人材育成事業 <input type="checkbox"/> 従業員等雇用・移住
事業内容	
事業成果	
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
新たに雇用した従業員	名

担当者	
担当者電話連絡先	
担当者メールアドレス	

収支決算書

事業実施者	
補助事業等の名称	<input type="checkbox"/> 施設整備事業 <input type="checkbox"/> 人材育成事業 <input type="checkbox"/> 従業員等雇用・移住

1 収入の部

項目	金額（円）	内訳
市補助金		
合計		

2 支出の部

項目	金額（円）	内訳
合計		

足利市長 宛て

住所

（申請者）名称

代表者職氏名

従業員等定住誓約書

私は、足利市ITビジネス支援事業補助金に係る従業員等の雇用・移住に関し、下記の者について、当社で役職及び雇用を継続し、足利市に6ヶ月以上定住させることを誓約します。

記

1 誓約対象の従業員等

No.	従業員等氏名	従業員等住所	住民となった日
1		足利市	
2		足利市	
3		足利市	
4		足利市	
5		足利市	
6		足利市	
7		足利市	
8		足利市	

足利市指令 第 号  
年 月 日

様

足利市長



補助金交付額確定通知書

年 月 日付で届け出のありました足利市ITビジネス支援事業に対する市費補助について、下記のとおり確定したので、足利市ITビジネス支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

補助事業等の名称	交付確定額
1 設備整備事業	円
2 人材育成事業	円
3 従業員等雇用・移住	円
合計	円